



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*15 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 教育委員会規則

*9 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則 3

○ 告示

550 和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税(環境性能割)証紙等に係る売りさばき人の指定
(税務課) 5

*551 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省
令別表備考の規定による区域の指定 (環境管理課) 5

*552 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による区域の指
定 (") 5

*553 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準 (") 6

*554 平成8年和歌山県告示第644号(振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域
の指定)の一部改正 (") 7

*555 平成22年和歌山県告示第175号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改
正 (") 7

*556 平成22年和歌山県告示第176号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改
正 (") 8

557 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 8

558 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 9

559 " (") 9

560 " (") 9

561 " (") 10

562 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 10

563 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (") 10

564 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 10

565 " (") 11

566 " (") 11

567 " (") 11

568 指定自立支援医療機関の指定 (") 11

569 指定自立支援医療機関の変更 (") 12

570 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 12

571 道路の指定 (建築住宅課) 12

○ 選挙管理委員会告示

48 政治団体の届出事項の異動の届出 13

49 政治団体の解散の届出 14

50 政治団体の設立の届出 14

第15条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第550号

和歌山県自動車税証紙等規則（昭和45年和歌山県規則第23号）第5条第2項の規定により、和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税（環境性能割）証紙等に係る売りさばき人を次のとおり指定した。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	住 所	指定年月日	売りさばき所
一般社団法人全国軽自動車協会連合会和歌山事務所	和歌山市湊1106番地の25	令和元年10月1日	和歌山市湊1106番地の25

和歌山県告示第551号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定により知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成26年和歌山県告示第322号（平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 a区域 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域（以下「騒音指定地域」という。）のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- 2 b区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域
- 3 c区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

和歌山県告示第552号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省建設省告示第1号）別表第1号の規定により知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第641号（昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居

地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域

- 2 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

和歌山県告示第553号

悪臭防止法（昭和46年法律第98号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する事業場における特定悪臭物質の規制基準を次の2のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 悪臭規制地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

2 事業場における特定悪臭物質の規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の特定悪臭物質の種類の欄の区分に応じ、それぞれ同表の区域の区分の欄に掲げる値とする。

特定悪臭物質の種類	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02

ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

備考

- 1 表の各欄に掲げる値の単位は百万分率（ppm）とする。
 - 2 第一種区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域をいい、第二種区域とは、第一種区域以外の区域をいう。
- (2) 法第4条第1項第2号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。次項において「省令」という。）第3条第1項及び第2項に規定する方法により算出して得た流量とする。この場合において、同条第1項中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。
- (3) 法第4条第1項第3号に規定する事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における濃度の規制基準は、省令第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。この場合において、同条中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。

和歌山県告示第554号

平成8年和歌山県告示第644号（振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項中「区域」の次に「並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域」を加える。

第2項中「工業地域」の次に「及び工業専用地域」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

和歌山県告示第555号

平成22年和歌山県告示第175号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

1 騒音指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

第2項の表中

「	第二種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	」	を
「	第二種区域（Ⅰ）	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	」	に
	第二種区域（Ⅱ）	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル		

改め、同表備考2中「第二種区域」を「第二種区域（Ⅰ）」に改め、「準住居地域」の次に「並びに同号に規定する用途地域の定めのある町村の地域のうち、当該用途地域以外の区域をいい、第二種区域（Ⅱ）」とは、同号に規定する用途地域の定めのない町村の全域」を加え、同表備考3中「並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム」を「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

和歌山県告示第556号

平成22年和歌山県告示第176号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

1 振動指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

第2項の表備考2中「準住居地域」の次に「並びに用途地域が定められていない地域」を加え、「及び工業地域」を「、工業地域及び工業専用地域」に改め、同表備考3中「並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム」を「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

和歌山県告示第557号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和元年10月21日まで縦覧に供する。